



宮 崎 県 公 報

平成20年12月 8 日 (月曜日) 第 2040 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機

- 関 (精神通院医療) の指定…………… (障害福祉課) 1
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課) 1

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生活・労働課) 1
- ふぐ処理師試験の実施…………… (衛生管理課) 1
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 2

告 示

宮崎県告示第 903号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

平成20年12月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎大学医学部附属病院	宮崎郡清武町大字木原5200

2 救急病院の認定の有効期間

平成20年11月 1 日から平成23年10月31日まで

宮崎県告示第 904号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成20年12月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
大崎薬局	日向市	薬局	平成20年12月 1 日

宮崎県告示第 905号

宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第11号) 第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成20年12月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
小林市大字北西方 967 番地 2	有限会社きりしま学園 小林共立自動車学校	平成20年11月 30日

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年12月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年11月 4 日	特定非営利活動法人 さつき福祉作業所	栗畑 貴志	宮崎県北諸県郡三股町新馬場 9 番地 1	この法人は、精神障害者等に対して、自立と社会復帰に関わる事業を行い、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

ふぐ取扱条例 (昭和33年宮崎県条例第29号) 第10条の規定により、平成20年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成20年12月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 試験の日時
平成21年 2 月 3 日 (火曜日) 及び 2 月 4 日 (水曜日)
- 試験の場所
宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2 番地 7 宮崎市中央公民館
- 試験科目及び試験時間

実技試験の解体除毒処理及び臓器の鑑別については、いずれかの日程となる。

種類	試験科目	日程	時間
学科 試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 (ふぐに関する知識を含む。)	2月3日 (火曜日)	午前10時 から午前 11時まで
実技 試験	ふぐの種類鑑別	2月3日 (火曜日)	午前11時 15分から 正午まで
	解体除毒処理及び臓器の鑑別	2月3日 (火曜日)	午後1時 から午後 5時まで
		2月4日 (水曜日)	午前10時 から午後 5時まで

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法(昭和33年法律第 147号)の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法(昭和22年法律第 245号)の規定により栄養士の免許を受けている者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する高等学校入学資格を有する者で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくは缶詰又は瓶詰食品製造業を行う施設又は寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの

5 受験手数料

7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 受験願書の受付期間

平成20年12月11日(木曜日)から12月25日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後4時まで)とし、郵送の場合は、12月25日付けの消印のあるものまで有効とする。

7 受験願書の提出先

受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地(現に業務に従事していない者にあつては、その住所地)を管轄する保健所(宮崎市保健所を除く。以下同じ。)の長を経由して知事に提出すること。

8 提出書類

- (1) ふぐ処理師試験受験願書 2通
- (2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し 1通
- (3) 4(2)に該当する者は、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したこと及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準の科目及び時間数を記入した受講証明書 各2通
- (4) 写真(最近3箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦 3.5センチメートル、横 2.6センチメートルのものであつて

、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの) 1葉

9 受験票の交付

受験票は、試験当日試験場において本人に交付する。

10 受験者心得

- (1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
- (2) 持参するもの
筆記用具、白衣、帽子、マスク、前掛け、包丁(出刃包丁及び刺身包丁)及び作業用靴

11 その他

- (1) 解体除毒の実技試験用のふぐは、受験者が準備すること。
- (2) 合格発表は、平成21年2月17日(火曜日)とし、合格者の受験番号を各保健所にて掲示する。
- (3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985(26)7077)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、百町原土地改良区(日向市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年12月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	田 代 榮 一	日向市東郷町山陰甲 349番地 2
副理事長	黒 木 学	日向市美々津町1827番地
会計理事	石 田 博 茂	日向市美々津町1242番地
理 事	黒 木 久 信	日向市美々津町 888番地
理 事	黒 木 窮	日向市美々津町1371番地 3
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地 1
理 事	新 名 義 武	日向市美々津町2736番地
理 事	橋 口 司	日向市美々津町1222番地
理 事	黒 木 勝 洋	日向市美々津町1762番地
監 事	花 田 袈裟光	日向市美々津町 293番地
監 事	黒 木 嘉 文	日向市美々津町1152番地口
監 事	渡 辺 甚 市	日向市東郷町山陰甲 603番地

(任期：平成22年6月26日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	海 野 幸 人	日向市美々津町1735番地

理 事	橋 口 敏 彦	日向市美々津町 416番地
理 事	田 代 榮 一	日向市東郷町山陰甲 349番地 2
理 事	石 田 博 茂	日向市美々津町1242番地
理 事	黒 木 久 信	日向市美々津町 888番地
理 事	黒 木 窮	日向市美々津町1371番地 3
理 事	黒 木 学	日向市美々津町1827番地
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地 1
理 事	新 名 義 武	日向市美々津町2736番地
監 事	黒 木 崇	日向市美々津町1194番地 1
監 事	植 野 繁	日向市東郷町山陰甲 605番地 2
監 事	橋 口 忠 臣	日向市美々津町 480番地

--	--